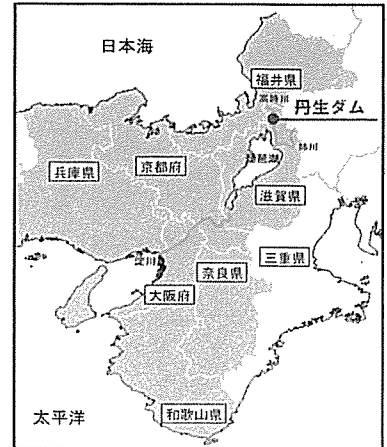


丹生ダム建設事業に係るダム検証の状況について

1. 丹生ダム建設事業の概要

(現行の事業実施計画に基づき記載)

- (1) 場 所 滋賀県長浜市余呉町 (淀川水系高時川)
- (2) 事業目的
- ・ 洪水調整
 - ・ 流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給を含む。)
 - ・ 新規利水
- (3) 事業主体 独立行政法人水資源機構
(～H5 旧建設省、H6～H15 旧水資源開発公団)
- (4) 工 期 昭和 55 年度～平成 22 年度の予定
- (5) 事業費 総事業費：1,100 億円
うち利水分 497 億円 (45.2%) うち企業団分 381 億円 (34.6%)
※総事業費約 1,100 億円のうち、約 570 億円 (51.8%) の事業を実施
(平成 26 年度末)。ただし、本体工事は未着工。



2. 丹生ダム建設事業及びダム検証の経過

- 昭和 55 年 4 月 実施計画調査に着手
- 昭和 63 年 4 月 建設事業に着手
- 平成 6 年 4 月 建設省から水資源開発公団 (現 独立行政法人水資源機構) に事業承継
- 平成 17 年 8 月 大阪府が水源計画を公表 [丹生ダムからの利水撤退を表明]
- 平成 21 年 4 月 国が淀川水系における水資源開発基本計画 (淀川フルプラン) を全部変更
- 利水者の撤退に伴い、丹生ダム建設事業が、水資源開発のための施設整備の対象から外れる。
また、「なお、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、水資源機構が引き続き行うものとする。」と記載される。
- 平成 21 年 12 月 国によるダム事業見直しにより、「検証対象ダム」に位置づけられる。
(検討主体：近畿地方整備局、水資源機構)
- 平成 28 年 6 月 検討主体が丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書を公表するとともに、国土交通大臣に検討結果を報告。
- 対応方針 (案) に「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる。」と記載。
- 平成 28 年 7 月 国土交通省が対応方針を決定
丹生ダム建設事業については「中止」

※この間、利水撤退に伴う「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画」の廃止は、行われていない。

<丹生ダム建設事業に係る費用負担について>

1. 既負担分

(1) 旧建設省事業分（平成4、5年度） 約19億5千万円

(2) 水資源機構分（旧水資源開発公団分）〔平成6年度以降～〕

○1次精算

精算対象：平成17年度までの事業費とそれに係る平成22年度までの利息

償還額：元利合計 約122億5千万円

償還期間：平成23～47年度（25年50期 据置期間なし）

2. 今後負担分

○最終精算

精算対象：平成18年度以降の事業費〔①〕及び

ダム建設事業中止に伴い追加的に必要となる費用（残事業費）〔②〕

負担額：未定

負担時期：未定

□企業団負担ルール（原則）

〔事業費（①+②）－国庫補助金〕×34.6%（企業団負担割合）

※参考 利水撤退したダム建設事業費の精算の状況

ダムの名称 (事業主体)	撤退表明 時期	事業の状況	当企業団の 精算の状況
丹生ダム (水資源機構)	H17年度	ダム検証終了 (中止)	1次精算
大戸川ダム (国土交通省)	H17年度	ダム検証中 (継続が妥当)	完了 (H26年度)
安威川ダム (大阪府)	H21年度	建設中	完了 (H23年度)
紀の川大堰 (国土交通省)	H21年度	事業完了(H23.3)	完了 (H26年度)